

陳情第 5 9 号	受理年月日	令和 3 年 1 1 月 2 6 日
付託委員会	環 境 水 道 委 員 会	
件 名	本市での P C B 処理期限である 2021 年度末を厳守し、政府からの新たな処理要請を毅然と断ることについて	
要 旨	<p>私たちは P C B を遠隔地から運び、若松区の一か所で処理する場合の危険性と問題点を計画段階から指摘し、広域処理に反対した。</p> <p>処理が始まってからは、監視委員会の傍聴を行うなど、市民としてできることを協力してきた。私たちだけでなく、様々な人が安全処理のために日夜頑張り、協力した 20 年だった。あと何年、あと何ヶ月と。その思いを踏みにじらないでほしい。消防車のサイレンに、もしや P C B の事故ではないかとおびえた 19 年間だったのである。</p> <p>処理期限の厳守は、地元の生活者と市長との堅い約束である。一度期限が延長された際、本市と環境省の間で 2021 年度内の処理終了が確約されたが、その際も住民は期限延長の受入れに強く反対した。</p> <p>足かけ 20 年、いよいよ最終期限が来年 3 月となった今、またもや環境省から処理期限の再延長の申入れが本市にあっている。</p> <p>二度の延長など考えられない。監視会議でも報告されたが、処理過程での事故は大事に至らなかったとはいえ、これまでに何度も起きている。</p> <p>この問題は環境省の無計画、怠慢から起きたことであり、誰が責任を取ったのだろうか。再度の処理期限延長を本市に求めるなど我慢を強いられてきた市民に向かって言えることではない。本市があのかの「カネミ油症」の地であることを忘れたのか。市民は忘れていないからこそ協力したのである。2013 年、一度目の処理期限延長を頼みに来た国の責任者が、若松市民会館の壇上から「2021 年 3 月には更地にして戻す」と確約したことを忘れたのだろうか。</p> <p>ついては、市民の命の安全のため、北九州工場の P C B 処理期限再延長の要請を受け入れないよう強く求める。</p>	